

新卒採用
を支援！

令和7年度版

詳しくは
市HP掲載

新規採用活動支援事業補助金



新規学卒者へ市内中小企業等の魅力を伝えることで、市内中小企業の人材確保と大学生等の市内就労を促進するため、自社で管理する採用関連ウェブサイト等を活用した採用広報活動に取り組む企業を支援します。



1. 対象となる事業所等の主な条件 ※以下のいずれにも該当すること

- (1) 新潟市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 本社が市内にある中小企業等の場合は就業場所が市内を含む新規学卒者を対象とした求人を行っている、又は行う計画があること。本社が市外にある中小企業等の場合は就業場所を市内に限定し、新規学卒者を対象とした求人を行っている、又は行う計画があること。
- (3) 市税に未納がないこと。

2. 対象経費

以下の(ア)の制作・改修にかかる経費及び(イ)の制作にかかる経費とする。
ただし、(イ)を制作する場合は、(ア)に掲載することとする。

- (ア) 新規学卒者を対象として実施する自社で管理する採用関連ウェブサイト
- (イ) 新規学卒者を対象として実施する自社で管理する企業紹介動画

若者の半分が
自社サイトを見
ています！



3. 補助額

1事業所あたり上限20万円

※令和5年度以降に当補助金の交付を受けたことがある場合は1事業所あたり上限10万円
補助率：対象経費の2分の1

4. 申請方法・申請期限

補助事業に着手する前に交付申請が必要になります。
余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。
補助事業実施・完了後は、補助事業完了日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに実績報告が必要です。

変更
しました！



5. 申請書類等

最新の情報を新潟市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

新潟市HPサイト内検索

新規採用活動支援事業

検索



6. 申請時の注意事項

裏面に申請に関する注意事項を掲載しています。申請の前にご確認ください。

<お問い合わせ先>

新潟市役所 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

電話：025-226-1642 FAX：025-228-1611

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 MAIL: koyo@city.niigata.lg.jp

新規採用活動支援事業補助金 申請時の注意事項

1. 昨年度からの変更点について

令和7年度版「新規採用活動支援事業補助金」は、令和6年度の内容から申請方法や補助対象経費の要件などを変更して実施いたします。これまでに申請したことがある場合でも、改めて申請方法等をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。

2. 採用広報活動について

本補助金は、主に新規学卒者を対象とする自社で管理する採用関連ウェブサイト等を活用した採用広報活動にかかる経費を補助するものであるため、提出資料等において新規学卒者を対象としていることが確認できる必要があります。

新規学卒者を対象としていることが確認できない場合は、補助対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

3. 交付申請について

補助事業に着手する前に交付申請が必要になります。補助事業への着手とは「補助事業について発注した日又は契約等の締結日」となります。また、申請状況によっては交付決定に時間がかかる場合がありますので、補助事業着手予定日までに余裕をもって交付申請していただきますようお願いいたします。申請額が予算上限に達した場合は受付を終了いたしますので、最新の情報を新潟市ホームページにてご確認ください。

4. 実績報告について

補助事業完了日から30日を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに実績報告が必要です。補助事業完了日とは「補助事業にかかる経費を支払った日」となります。

※詳細は新潟市ホームページに掲載しています。
ご不明な点は、新潟市雇用・新潟暮らし推進課まで
お問い合わせください。